

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則.....	(人事課)	2
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則.....	(人事課)	2
○北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則.....	(法制文書課)	3
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則	(人材育成課)	3
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則.....	(人材育成課)	4
○北海道財務規則の一部を改正する規則.....	(出納局総務課)	4

訓 令

○北海道職員旅費支給規程の一部を改正する訓令.....	(人事課)	5
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(人事課)	5
○北海道共同研究規程の一部を改正する訓令.....	(科学技術振興課)	14
○北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令.....	(科学技術振興課)	16

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則（規則第52号）

- 趣旨及び内容
自然公園法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
- 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。
北海道行政組織規則の一部を改正する規則（規則第53号）
 - 趣旨
道の行政組織について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。
 - 内容
 - 北海道立江別保健所当別支所を廃止し、江別保健所石狩支所を設置することとした。
 - 札幌高等技術専門学院訓練第三課を廃止することとした。

- (3) 札幌医科大学に臨床工学室を設置することとした。
- (4) その他条例の改正等に伴う規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則（規則第54号）

1 趣旨及び内容

文書館の利用時間の開始時刻を午前9時から午前8時45分に変更することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（規則第55号）

1 趣旨

雇用対策法施行規則等の改正に伴い、職場適応訓練の対象となる者及び一般職場適応訓練の委託料の月額を改正することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 職場適応訓練の対象となる者に北朝鮮当局によって拉致された帰国被害者等を加えることとした（第2条第11号関係）。
- (2) 一般職場適応訓練の委託料の月額を、訓練生1人につき2万4,100円から2万4,000円（重度の身体障害者又は知的障害者である場合は、2万5,100円から2万5,000円）に引き下げることとした（第10条第2項関係）。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、一般職場適応訓練の委託料の月額の改正については、平成15年4月1日から適用することとした。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 趣旨

雇用対策法施行規則等の改正に伴い、訓練手当の支給の対象者及び基本手当の日額を改正することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 訓練手当の支給の対象者に北朝鮮当局によって拉致された帰国被害者等を加えることとした（第3条第1項第11号関係）。
- (2) 基本手当の日額を、1級地にあつては4,320円から4,310円に、2級地にあつては3,940円から3,930円に、3級地にあつては3,540円から3,530円にそれぞれ引き下げることとした（別表第2関係）。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、基本手当の日額の改正については、平成15年4

月1日から適用することとした。

北海道財務規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 趣旨

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業の積極的な活用及び金銭の貸付契約に係る道の債権の保全に資するよう所要の改正を行うとともに、契約不履行の場合の違約金の率を改めること等の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 総合評価競争入札において最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手段を定めることとした（第156条の2及び第162条関係）。
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業に係る契約は、契約担当者等が指定する日までに契約を締結しなければならないこととした（第167条第2項関係）。
- (3) 金銭の貸付けに係る契約書には、原則として、貸付け前に担保を提供すること又は保証人を立てること等、道の債権の保全に関する契約の相手方の義務に係る事項を記載しなければならないこととした（第167条第4項関係）。
- (4) 契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合における違約金の率を年8.25パーセントから年3.6パーセントに引き下げることとした（第175条第1項関係）。
- (5) 前渡資金出納計算書の出納長等への提出期限を改めることとした（第323条関係）。
- (6) 理科教育センター及び生涯学習推進センターを部局として位置付けることとした（別表第1関係）。
- (7) 貸付金に係る支出負担行為について総務部長等へ合議しなければならないこととした（別表第2関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第52号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
環境生活部の項「第14条第2項及び第15条第1項」を「第9条第2項及び第10条第1項」に改める。

保健福祉部の項1の事項⁽¹⁾中「第108条第1項」を「第106条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第53号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項の建築指導課の事項に次の1号を加える。

(18) エネルギーの使用の合理化に関すること。

第40条第5項の建設指導課の事項に次の1号を加える。

(12) エネルギーの使用の合理化に関すること。

第96条の表北海道立名駒診療所の項を削る。

第112条第2項の表北海道江別保健所当別支所の項中「北海道江別保健所当別支所」を「北海道江別保健所石狩支所」に、「石狩郡当別町」を「石狩市」に、「当別町 厚田村」を「厚田村」に改める。

第124条中「北海道身体障害者更生援護施設設置条例」を「北海道身体障害者更生援護施設条例」に改める。

第178条の表中

札幌高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課	訓練第三課
函館高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課	
旭川高等技術専門学院				
北見高等技術専門学院				
帯広高等技術専門学院				

を

札幌高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課
函館高等技術専門学院			
旭川高等技術専門学院			
北見高等技術専門学院			
帯広高等技術専門学院			

に改める。

第179条第1項の訓練第二課の事項中「及び訓練第三課」を削り、同項の訓練第三課の事項を削る。

第277条の2第3項中「及び中央写真室」を「、中央写真室及び臨床工学室」に改める。

第277条の3に次の1項を加える。

5 臨床工学室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 診療の補助としての生命維持管理装置の操作に関すること。
- (2) 生命維持管理装置の保守点検に関すること。

別表第9 総務部管財課の項の次に次のように加える。

保健福祉部国民健康保険課	医療参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導監察に関する事務に従事する。
保健福祉部保護課	医療参事	上司の命を受け、医療技術に係る生活保護業務等の指導監察に関する事務に従事する。

別表第14中「放射線部」を「放射線部リハビリテーション部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる出先機関の内部組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

江別保健所当別支所	江別保健所石狩支所
-----------	-----------

3 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

札幌高等技術専門学院訓練第一課製版印刷科長	札幌高等技術専門学院訓練第一課電子印刷科長
札幌高等技術専門学院訓練第二課建築科長	札幌高等技術専門学院訓練第二課建築技術科長

札幌高等技術専門学院訓練第三課販売システム科長	札幌高等技術専門学院訓練第一課販売システム科長
釧路高等技術専門学院訓練課建築科長	釧路高等技術専門学院訓練課建築技術科長
札幌医科大学医学部教育研究機器センター細胞組織研究部門主査	札幌医科大学医学部教育研究機器センター分子機能解析部門主査
札幌医科大学医学部附属病院薬剤部薬品情報係長	札幌医科大学医学部附属病院薬剤部主査

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第54号

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則

北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前9時」を「午前8時45分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第55号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第18号」を「第19号」に改め、同条中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であ

ってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第10条第2項第1号中「2万4,100円」を「2万4,000円」に、「2万5,100円」を「2万5,000円」に改める。

別記第1号様式中「第19号」の次に「・第20号」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則第10条第2項第1号の規定は、この規則の施行の日以後の職場適応訓練に係る委託料について適用し、同日前の職場適応訓練に係る委託料については、なお従前の例による。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第56号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第4条第3項中「3,540円」を「3,530円」に改める。

別表第2中「4,320円」を「4,310円」に、「3,940円」を「3,930円」に、「3,540円」を「3,530円」に改める。

別記第1号様式その1中「第15号」の次に「・第16号」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則第4条第3項及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の職業訓練に係る訓練手当について適用し、同日前の職業訓

練に係る訓練手当については、なお従前の例による。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第57号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第57条の2第1項中「（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込み）」を「（自動払込み（継続して通常郵便貯金（郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をいう。以下同じ。）の一部を払込金に振り替えてする払込みをいう。）」に、「通常貯金口座を設けている収納代理郵便官署」を「その通常郵便貯金に係る口座を設けている収納代理金融機関」に、「貯金先郵便官署」を「貯金先収納代理金融機関」に改め、同条第2項中「貯金先郵便官署」を「貯金先収納代理金融機関」に改める。

第94条第1項中「、収納事務取扱金融機関又は収納事務取扱郵便官署」を「又は収納事務取扱金融機関」に改める。

第156条の次に次の1条を加える。

（総合評価一般競争入札の場合における落札者決定の手続）

第156条の2 第155条及び第155条の2の規定は、総合評価一般競争入札（政令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札」とあるのは「総合評価一般競争入札」と、「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは「価格その他の条件が最も有利なものををもって申込みをした者」と、「最低価格の入札者」とあるのは「最も有利な入札者」と読み替えるものとする。

第158条中「規定」の次に「（これらの規定を第156条の2において準用する場合を含む。）」を、「ならなかった者」の次に「（総合評価一般競争入札の場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものををもって申込みをした者で落札者とならなかった者）」を加える。

第162条中「第156条」を「第156条の2」に改める。

第167条第2項中「以内」の次に「（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約を締結する場合にあっては、契約担当者等が指定する日まで）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 金銭の貸付けに係る契約書には、前項に定める事項のほか、当該貸付けに係る債権を保全するため、契約の相手方が貸付け前に担保を提供し、及びこれに要する費用を負担し、

訓 令	
又は貸付け前に保証人を立てることを記載しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 第175条第1項中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。 第298条中「又は収納代理郵便官署」を削る。 第323条中「翌月15日」を「翌月末日」に、「翌月末日」を「翌々月末日」に改める。 「理科教育センター 別表第1中 青年の家 を「青年の家」に、「特 殊 教 育 センターを 特殊教育センターに改める。 「理 科 教 育 セ ン タ ー セ ン タ ー を 特 殊 教 育 セ ン タ ー 館」を 図 書 館 に改める。 生 涯 学 習 推 進 セ ン タ ー」 別表第2の5の項中「交付金」の次に「、貸付金」を加える。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第167条第4項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成する契約書について適用し、施行日前に作成した契約書については、なお従前の例による。 3 改正後の規則第175条第1項及び附則第5項の規定による改正後の北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。 4 理科教育センター及び生涯学習推進センターに係る平成14年度の収入、支出その他の会計事務に関しては、改正後の規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。 5 北海道建設工事執行規則の一部を次のように改正する。 別記建設工事請負標準契約書式第33条第6項、第41条第2項及び第3項並びに第46条第3項中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。	北海道訓令第7号 本 庁 出 先 機 関 北海道職員旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成15年4月1日 北海道知事 堀 達 也 北海道職員旅費支給規程の一部を改正する訓令 北海道職員旅費支給規程（昭和28年北海道訓令第40号）の一部を次のように改正する。 第3条に次の2号を加える。 9 旅行期間15日未満の出張の場合の支度料は、条例別表第2の3の旅行期間1月未満の定額の2分の1に相当する額とする。 10 外国に留学する職員に対し支度料を支給する場合には、3万円とする。 附 則 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。 2 この訓令による改正後の北海道職員旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。 北海道訓令第8号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成15年4月1日 北海道知事 堀 達 也 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第2の環境生活部環境室環境保全課の事項に次の1項を加える。
3 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	(1) 第3条第1項ただし書の規定に基づき、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認をすること。 (2) 第3条第2項の規定に基づき、有害物質

- (2) 第4条第1項の規定に基づき、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずること。
- (3) 第4条第2項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、あらかじめ公告をし、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行うこと。
- (4) 第7条第1項又は第2項の規定に基づき、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

使用特定施設の使用が廃止された旨その他の事項を通知すること。

別表第2の環境生活部環境室自然環境課の事項第1項を削り、同事項第2項の部長専決事項の欄第1号中「第12条第4項」を「第7条第4項」に改め、同欄第2号中「第15条第1項」を「第10条第1項」に改め、同欄中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号

を第8号とし、同欄第3号中「第28条又は第29条」を「第46条又は第47条」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 第19条第1項の規定に基づき、指定認定機関の認定関係事務の実施に関する規程を認可すること。
- (4) 第31条第1項の規定に基づき、風景地保護協定を締結すること。
- (5) 第31条第4項の規定に基づき、地方公共団体が風景地保護協定を締結するときに協議を受け、同意すること。
- (6) 第31条第5項の規定に基づき、公園管理団体の風景地保護協定の締結の認可をすること。

別表第2の環境生活部環境室自然環境課の事項第2項を同事項第1項とし、同事項に次の

1項を加える。

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に関する事務

- (1) 第32条第1項の規定に基づき、損失の補償の額を決定し通知すること。
- (2) 第35条第6項の規定に基づき、銃猟制限区域内において銃猟を行う者の数を定めること。

- (1) 第9条第1項の規定に基づき、捕獲又は採取の区域が2以上の支庁の所管区域にわたる次に掲げる行為を許可すること。
- ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で狩猟鳥

獣（キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、キツネ、ノイヌ及びノネコを除く。）、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マンゲース及びノヤギを捕獲すること並びに飛行場の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（ドバト、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、キツネ、ノイヌ及びノネコを除く。）を飛行場の区域内において捕獲すること並びに狩猟鳥（キジバト、スズメ、ハシボソガラス及びハシブトガラスを除く。）、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、タイワンシロガシラ、ウソ及びオナガの卵を採取すること。

イ 傷病鳥獣の保護の目的で鳥獣を保護すること。

ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の目的で鳥獣を捕獲すること及び鳥類の卵を採取すること。

エ 学術研究の目的で狩猟鳥獣、トビ及びドバトを捕獲すること並びに狩猟鳥、トビ及びドバトの卵を採取すること。

(2) 第15条第1項の規定に基づき、指定猟法禁止区域を指定すること。

(3) 第15条第5項の規定に基づき、捕獲又は採取の区域が2以上の支庁の所管区域にわたる指定猟法による次に掲げる行為を許可すること。

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コ

サギ、トビ、台湾シロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マングース及びノヤギを捕獲すること並びに飛行場の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を飛行場の区域内において捕獲すること。

イ 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の目的で鳥獣を捕獲すること。

ウ 学術研究の目的で狩猟鳥獣、トビ及びドバトを捕獲すること。

(4) 第15条第13項の規定に基づき、指定猟法禁止区域の区域内に区域を表示する標識を設置すること。

(5) 第28条第9項において準用する第15条第13項の規定に基づき、鳥獣保護区の区域内に区域を表示する標識を設置すること。

(6) 第28条第11項の規定に基づき、鳥獣保護区内に営巣等の施設を設けること。

(7) 第29条第4項において準用する第15条第13項の規定に基づき、特別保護地区の区域内に区域を表示する標識を設置すること。

(8) 第34条第1項の規定に基づき、休猟区を指定すること。

(9) 第34条第5項の規定に基づき、休猟区の区域内に区域を表示する標識を設置すること。

(10) 第35条第1項の規定に基づき、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域を指定すること。

(11) 第35条第12項において準用する第34条第5項の規定に基づき、銃猟禁止区域等の区域内に区域を表示する標識を設置すること。

(12) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第1項の規定に基づき、特別保護指定区域の区域内に区域及び指定期間を表示する標識を設置すること。

別表第2の保健福祉部保健予防課の事項第4項の課長専決事項の欄第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同課の事項第7項の課長専決事項の欄第2号及び第3号中「指定医療機関」を「指定養育医療機関」に改め、同課の事項第9項の課長専決事項の欄第2号中「第20条第5項」を「第20条第4項」に、「指定医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同欄第4号中「第21条の9第9項」を「第21条の9第8項」に、「指定医療機関」を「指定療育機関」に改め、同部食品衛生課の事項第1項の事務の欄中「生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改め、同事項第6項の課長専決事項の欄第4号を削り、第5号を第4号とし、同部薬務課の事項第2項の課長専決事項の欄第1号中「掘さく」を「掘削」に改め、同欄第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄第3号中「第15条」を「第26条」に、「第14条」を「第25条」に改め、同部児童家庭課の事項第1項の課長専決事項の欄第5号中「第43条第4号又は第5号」を「第43条第5号又は第6号」に改め、同課の事項第2項の課長専決事項の欄第1号中「第16条第3項」を「第25条第3項」に、「第19条の3第1

項」を「第34条第1項」に改め、同欄第2号中「第12条（第29条）」を「第13条（第38条）」に改め、同部保護課の事項第1項の部長専決事項の欄第1号を削り、第2号を第1号とし、同課の事項第2項の課長専決事項の欄第2号中「第20条第4項及び第5項」を「第20条第5項」に改め、同欄第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第20条第4項の規定に基づき、更生医療に要する費用を支給すること。

別表第2の保健福祉部保護課の事項第3項の部長専決事項の欄第1号中「第3条第2項」を「第3条第5号」に改め、同部水産経営課の事項第2項の部長専決事項の欄第1号中「第105条第1項」を「第105条第1項第1号口」に改め、同欄第2号中「第108条第1項」を「第105条第1項第2号口」に改め、同欄第4号中「漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の8」を「第125条の3第1項第2号」に改め、同課の事項第4項の課長専決事項の欄第1号中「第115条第3項」を「第115条第2項」に改め、同部漁業管理課の事項に次の1項を加える。

4 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の施行に関する事務

- (1) 第20条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を行うこと。
- (2) 第22条の規定に基づき、遊漁船業団体に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (3) 第23条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を取り消すこと。

別表第2の建設部公園下水道課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号を次のように改め

る。

- (1) 第80条第2項の規定に基づき、都市計画事業（公園及び下水道に係るものに限る。）の施行の準備又は施行について、市町村等の技術的援助の求めに応ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第10項を削り、同事項第11項第1号中「第17条第3項」を「第13条第3項」に、「第6号」を「第8号」に改め、同項第2号中「第17条第6項」を「第13条第6項」に改め、同項第3号中「第18条第3項」を「第14条第3項」に改め、同号イ中「第8号」を「第10号」に改め、同項第4号中「第18条第6項」を「第14条第6項」に改め、同項中第33号を第37号とし、第19号から第32号までを4号ずつ繰り下げ、同項第18号中「第46条第2項」を「第66条第2項」に改め、同号を同項第22号とし、同項第

17号中「第40条第4項」を「第56条第4項」に改め、同号を同項第21号とし、同項第16号中「第40条第3項」を「第56条第3項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第15号中「第40条第1項」を「第56条第1項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第14号中「第32条第1項」を「第50条第1項」に改め、同号を同項第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 第40条の規定に基づき、公園管理団体に対し、改善に必要な措置を執るべき旨を命

ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第11項第13号中「第24条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「第22条第1項」を「第28条第1項」に、「第5号及び第8号」を「第6号及び第10号」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「第21条」を「第27条」に、「原状回復等」を「中止命令等」に、「第5号及び第8号」を「第6号及び第10号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「第20条第6項」を「第26条第6項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号中「第20条第4項」を「第26条第4項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「第18条の2第6項」を「第24条第6項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「第18条の2第3項」を「第24条第3項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 第15条第3項第6号の規定に基づき、国立公園の利用調整地区への立入りを許可すること。
- (6) 第16条第3項の規定に基づき、国立公園の利用調整地区への立入りを認定すること。
- (7) 第22条第1項の規定に基づき、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し報告を求め、又は職員に、指定認定機関の事務所に立ち入らせ、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同事項第13項中「（第2号から第9号までに掲げる事務にあっては、危険動物の飼養施設の所在地が2支庁以上の所管区域にわたるものを除く。）」を削り、同項第8号中「（当該飼養施設の所在する支庁の所管区域内において当該飼養施設の外へ出す場合に限る。）」を削り、同項を同事項第12項とし、同事項中第14項を第13項とし、第15項及び第16項を削り、第17項を第14項とし、第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同事項に次の1項を加える。

17 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務

- (1) 第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる行為を許可すること（捕獲又は採取の区域が2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で狩猟鳥獣（キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、キツネ、ノイヌ及びノネコを除く。）、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、台湾シロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マンゲース及びノヤギを捕獲すること並びに飛行場の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（ドバト、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、キツネ、ノイヌ及びノネコを除く。）を飛行場の区域内において捕獲すること並びに狩猟鳥（キジバト、スズメ、ハシボソガラス及びハシブトガラスを除く。）、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、台湾シロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マンゲース及びノヤギを捕獲すること並びに飛行場の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（ドバト、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、キツネ、ノイヌ及びノネコを除く。）を飛行場の区域内において捕獲すること並びに狩猟鳥（キジバト、スズメ、ハシボソガラス及びハシブトガラスを除く。）、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、台湾シロガシラ、ウソ及びオナガの卵を採取すること。

イ 傷病鳥獣の保護の目的で鳥獣を保護すること。

ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の目的で鳥獣を捕獲すること及び鳥類の卵を採取すること。

エ 学術研究の目的で狩猟鳥獣、トビ及びドバトを捕獲すること並びに狩猟鳥、トビ及びドバトの卵を採取すること。

- (2) 第9条第7項の規定に基づき、鳥獣捕獲許可証を交付すること。
- (3) 第9条第8項の規定に基づき、従事者証を交付すること。
- (4) 第9条第9項の規定に基づき、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の再交付をすること。
- (5) 第9条第11項の規定に基づき、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の返納を受けること。
- (6) 第9条第12項の規定に基づき、捕獲等又は採取等の結果の報告を受けること。
- (7) 第10条第1項の規定に基づき、鳥獣の解放等を命ずること。
- (8) 第10条第2項の規定に基づき、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を取り消すこと。
- (9) 第15条第5項の規定に基づき、指定猟法による次に掲げる行為を許可すること（捕獲又は採取の区域が2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、台湾シロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マンゲース及びノヤギを捕獲すること並びに飛行場の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を飛行場の区域内において捕獲すること。

イ 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の目的で鳥獣を捕獲すること。

ウ 学術研究の目的で狩猟鳥獣、トビ及びドバトを捕獲すること。

- (10) 第15条第7項の規定に基づき、指定猟法許可証の再交付をすること。
- (11) 第15条第9項の規定に基づき、指定猟法許可証の返納を受けること。
- (12) 第15条第10項の規定に基づき、鳥獣の解放等を命ずること。
- (13) 第15条第11項において準用する第9条第7項の規定に基づき、指定猟法許可証を交付すること。
- (14) 第15条第11項において準用する第10条第2項の規定に基づき、指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を取り消すこと。
- (15) 第22条第1項の規定に基づき、鳥獣の解放等を命ずること。
- (16) 第22条第2項の規定に基づき、飼養の登録を取り消すこと。
- (17) 第24条第1項の規定に基づき、販売禁止鳥獣等の販売を許可すること。
- (18) 第24条第5項の規定に基づき、販売許可証を交付すること。
- (19) 第24条第6項の規定に基づき、販売許可証の再交付をすること。

- (20) 第24条第8項の規定に基づき、販売許可証の返納を受けること。
- (21) 第24条第9項の規定に基づき、鳥獣の解放等を命ずること。
- (22) 第24条第10項の規定に基づき、販売禁止鳥獣等の販売の許可を取り消すこと。
- (23) 第31条第1項の規定に基づき、職員に他人の土地に立ち入らせること。
- (24) 第31条第2項の規定に基づき、土地の所有者等に通知し、意見を述べる機会を与えること。
- (25) 第35条第3項の規定に基づき、銃猟制限区域で銃猟をすることを承認すること。
- (26) 第35条第8項の規定に基づき、銃猟制限区域内銃猟承認証の再交付をすること。
- (27) 第35条第10項の規定に基づき、銃猟制限区域内銃猟承認証の返納を受けること。
- (28) 第35条第11項の規定に基づき、銃猟をする場所の変更等を命ずること。
- (29) 第35条第12項において準用する第24条第5項の規定に基づき、銃猟制限区域内銃猟承認証を交付すること。
- (30) 第35条第12項において準用する第24条第10項の規定に基づき、銃猟制限区域で銃猟をすることの承認を取り消すこと。
- (31) 第43条の規定に基づき、狩猟免許を交付し、狩猟免許を与えること。
- (32) 第46条第1項の規定に基づき、狩猟免許を受けた者から住所の変更等の届出を受理し、狩猟免許を変更すること。
- (33) 第46条第2項の規定に基づき、狩猟免許の再交付をすること。
- (34) 第49条の規定に基づき、狩猟免許試験の一部を免除すること。
- (35) 第50条第1項の規定に基づき、狩猟免許試験の停止等をする事。
- (36) 第50条第2項の規定に基づき、狩猟免許試験の合格の決定を取り消したことを通知すること。
- (37) 第50条第3項の規定に基づき、狩猟免許試験を受けることができないものとする事。
- (38) 第51条第2項の規定に基づき、狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査を行うこと。
- (39) 第51条第3項の規定に基づき、狩猟をすることが支障がないと認めた者の狩猟免許を更新すること。
- (40) 第51条第4項の規定に基づき、狩猟免許の更新を受けようとする者に対する講習を行うこと。
- (41) 第52条第1項の規定に基づき、狩猟免許を取り消すこと。
- (42) 第54条の規定に基づき、狩猟免許を受けた者から狩猟免許の返納を受けること。
- (43) 第57条の規定に基づき、狩猟をしようとする者の登録を行うこと。
- (44) 第58条の規定に基づき、狩猟者登録を拒否すること。
- (45) 第60条の規定に基づき、狩猟者登録証及び狩猟者記章を交付すること。

- (46) 第61条第3項において準用する第57条の規定に基づき、変更登録を行うこと。
- (47) 第61条第4項の規定に基づき、狩猟者登録の住所等を変更すること。
- (48) 第61条第5項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付をすること。
- (49) 第63条の規定に基づき、狩猟者登録を抹消すること。
- (50) 第65条の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章の返納を受けること。
- (51) 第66条の規定に基づき、狩猟の結果の報告を受けること。
- (52) 第75条第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲許可を受けた者等から必要な報告を求めること。
- (53) 第75条第2項の規定に基づき、特別保護地区の区域内において職員に立入検査等をさせること。
- (54) 第75条第3項の規定に基づき、鳥獣保護区域において職員に立入検査をさせること。
- (55) 第78条の規定に基づき、鳥獣保護員を任命すること。
- (56) 第79条第2項の規定に基づき、市町村に当該事務に必要な指示をすること。
- (57) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）第7条第10項の規定に基づき、鳥獣捕獲許可証の住所等の変更の届出を受理すること。
- (58) 省令第7条第11項の規定に基づき、従事者証の住所等の変更の届出を受理すること。
- (59) 省令第7条第12項の規定に基づき、鳥獣捕獲許可証の亡失の届出を受理すること。
- (60) 省令第7条第13項の規定に基づき、従事者証の亡失の届出を受理すること。
- (61) 省令第15条第6項の規定に基づき、指定猟法許可証の住所等の変更の届出を受理すること。
- (62) 省令第15条第7項の規定に基づき、指定猟法許可証の亡失の届出を受理すること。
- (63) 省令第24条第5項の規定に基づき、販売許可証の住所等の変更の届出を受理すること。
- (64) 省令第24条第6項の規定に基づき、販売許可証の亡失の届出を受理すること。
- (65) 省令第42条第5項の規定に基づき、銃猟制限区域内銃猟承認証の住所等の変更の届出を受理すること。
- (66) 省令第42条第6項の規定に基づき、銃猟制限区域内銃猟承認証の亡失の届出を受理すること。
- (67) 省令第50条の規定に基づき、狩猟免許の亡失の届出を受理すること。
- (68) 省令第51条第3項の規定に基づき、未更新者に対し、免許試験を行う場所及びその期日その他必要な事項を通知すること。
- (69) 省令第63条の規定に基づき、狩猟免許の効力の停止について、狩猟免許に記載すること。
- (70) 省令第65条第10項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章の亡失の届出を受

理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第3項第1号中「第11条第1項」を「第12条」に改め、同事項第5項第1号中「恩給給与規則」を「恩給給与細則」に改め、同事項第7項第10号中「市町村長経由」を「町村長経由」に改め、同事項第8項第21号中「第8条第1項」を「第28条第1項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第20号中「第5条」を「第10条」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第11号から第19号までを7号ずつ繰り下げ、第10号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 第17条の30第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定を取り消すこと。

(17) 第17条の30第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第8項中第9号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 第17条の28規定に基づき、指定施設設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第8項中第8号を第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

(10) 第17条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

(11) 第17条の22第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。

(12) 第17条の22第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第8項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第16条第4項の規定に基づき、市町村からの通知を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第8項に次の1号を加える。

(29) 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第28号）別表第1の1の注2並びに第2の1の注2、注6及び注7に基づく届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第9項第1号中「第7条第3項」を「第8条第3項」に、「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同項第2号中「第16条第1項及び第17条第1項（第19条の3第1項）」を「第25条第1項及び第26条第1項（第34条第1項）」に改め、同事項第11項第14号中「第2条の2第2項」を「第3条第2項」に改め、同項第15号中「第2条の2第3項」を「第3条第3項」に改め、同事項第12項第2号中「第43条第4項」を「第44条第1項第3号」に改め、同項第3号中「許可」を「認可」に改め、同事項第

14項中第17号を第23号とし、第7号から第16号までを6号ずつ繰り下げ、第6号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 第15条の30第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の指定を取り消すこと。

(12) 第15条の30第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第14項中第5号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 第15条の28の規定に基づき、指定施設設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第14項第4号の次に次の3号を加える。

(5) 第15条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

(6) 第15条の22第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。

(7) 第15条の22第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第14項に次の1号を加える。

(24) 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第30号）別表第1の1の注3及び4の注1並びに第2の4の注1に基づく届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第15項中第31号を第33号とし、第30号を第32号とし、同項第29号中「省令」を「児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）」に改め、同号を同項第31号とし、同項中第28号を削り、第27号を第30号とし、第9号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、同項第8号中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第7号を第10号とし、同項第6号中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。

(5) 第21条の22第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者の指定を取り消すこと。

(6) 第21条の22第2項の規定に基づき、市町村の通知を受理すること。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第16項中「特別児童扶養手当法等の支給に関する法律」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、同表支庁の本庁農政部の分掌事項中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同事項第10項中

「（昭和31年北海道規則第161号）」を「（平成14年北海道規則第96号）」に改め、同項第1号中「第6条」を「第5条」に、「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に、「貸付通知書」を「農業改良資金貸付資格認定書」に、「貸付けしない」を「認定しない」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 第7条の規定に基づき、農業改良措置に関する計画の変更を承認すること。
- (3) 第9条の規定に基づき、貸付けの決定を行い、及び申請者に対し、農業改良資金貸付決定通知書を交付し、又は貸付けしない旨を通知すること。
- (4) 第16条第1項及び第2項の規定に基づき、貸付けの決定を行い、及び申請融資機関に対し、農業改良資金道貸付金貸付決定通知書を交付し、又は貸付けしない旨を通知すること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同事項第13項第1号中「（昭和48年農経A第577号農林事務次官通達）第3」を「（平成14年14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2」に改め、「（2以上の支庁の所管区域を事業区域とする者に係るものを除く。）」を削り、同項を同事項第12項とし、同事項中第14項を第13項とし、第15項から第39項までを1項ずつ繰り上げ、同表支庁の本庁水産林務部の分掌事項第2項第1号ア及びエ中「漁業（）」の次に「第32条の2に掲げる区域外で」を加え、同項中第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 第32条の2の規定に基づき、漁業（さけ・ますを除く。）の承認を行うこと。
- (7) 第32条の5の規定に基づき、漁業（さけ・ますを除く。）の承認の内容の変更許可、承認書の書換え交付及び再交付を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第15項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 第5条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の登録をすること。
- (2) 第5条第2項の規定に基づき、遊漁船業者の登録をした旨を申請者に通知すること。
- (3) 第6条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を拒否すること。
- (4) 第6条第2項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を拒否した旨を申請者に通知すること。
- (5) 第7条の規定に基づき、登録の変更の届出を受理し、及び届出があった事項の登録を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第15項中第7号を第16号とし、同項第6号中「この項中」を「この項において」に改め、同号を同項第15号とし、同項第5号の次に次の9号を加える。

- (6) 第8条の規定に基づき、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (7) 第9条の規定に基づき、遊漁船業者の廃業等の届出を受理すること。

- (8) 第10条の規定に基づき、遊漁船業者の登録を抹消すること。
- (9) 第11条第1項の規定に基づき、遊漁船業の実施に関する規程の届出を受理すること。
- (10) 第18条の規定に基づき、遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (11) 第19条第1項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (12) 第19条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずる旨を通知すること。
- (13) 第24条第1項の規定に基づき、遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対し、その業務に関し報告をさせ、又は職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
- (14) 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第10条第1項第3号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習の開催及び修了証明書の交付を行うこと。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第5項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、特別特定建築物の建築等を行う者に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- (2) 第4条第3項の規定に基づき、特別特定建築物の建築等を行う者に対し、報告させ、又は職員に、特別特定建築物等に立入検査させること。
- (3) 第5条第3項の規定に基づき、特定建築物の建築等を行う者に対し、必要な指導及び助言をすること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第5項第4号中「第5条第3項又は第6条第1項」を「第6条第3項又は第7条第1項」に改め、同項第5号中「第5条第5項（第6条第2項）」を「第6条第5項（第7条第2項）」に改め、同項第6号中「第7条」を「第10条」に改め、同項第7号中「第8条」を「第11条」に改め、同項第8号中「第9条」を「第12条」に改め、同事項に次の1項を加える。

- 12 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に関する事務
 - (1) 第15条の規定に基づき、建築物に関する指導及び助言等を行うこと。
 - (2) 第15条の2第1項及び第2項の規定に基づき、特定建築物に関する届出の受理及び特定建築主に対する指示を行うこと。
 - (3) 第25条第4項の規定に基づき、報告及び立入検査を行うこと。

別表第4の土木現業所の分掌事項第3項第36号中「。以下この項中「施行細則」という。」を削り、同項第37号中「施行細則第6条の3第1項」を「河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号。以下この項において「条例」という。）第3条第1項」に改め、同項第38号中「施行細則第6条の5第2項」を「条例第4条第2項」に改め、同項第39号中「北海

道流水占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第25号。以下この項において「条例」という。）第3条を「条例第7条」に改め、同項第40号中「第4条」を「第8条」に改め、同事項第6項第3号中「北海道砂防指定地等管理規則（昭和40年北海道規則第130号。以下この項中「規則」を「砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号。以下この項において「条例」に、「第3条」を「第3条第1項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第4号中「規則第4条」を「条例第4条第1項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第5号中「規則第5条」を「条例第5条」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6） 条例第7条の規定に基づき、条例第3条第1項又は第4条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更することを承認すること。

別表第4の土木現業所の分掌事項第6項第7号中「規則第13条第1項」を「条例第11条第1項」に、「規則第4条」を「条例第4条第1項」に改め、同項第8号中「規則第14条第1項」を「条例第12条第1項」に改め、同項第9号中「規則第14条第2項」を「条例第12条第2項」に改め、同項第10号中「北海道砂防設備占用料徴収条例（平成12年北海道条例第26号。以下この項において「条例」という。）第3条」を「条例第14条」に改め、同項第11号中「第4条」を「第15条」に改める。

別表第5の第2項第4号中「及び第13号から第16号まで」を削る。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第2の環境生活部環境室自然環境課の事項の第1項を削る改正規定及び同事項に1項を加える改正規定並びに別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第10項を削る改正規定及び同事項に1項を加える改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道共同研究規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道共同研究規程の一部を改正する訓令

北海道共同研究規程（昭和60年北海道訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道立の試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）と道以外の者が共同して行う研究」を「共同研究」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年

北海道訓令第25号。以下「勤務発明規程」という。）において使用する用語の例による。

2 この訓令において、「共同研究」とは、道立の試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）と道以外の者とが技術知識を交換し、及び研究業務を分担することによって共同して行う研究をいう。

（共同研究の要件）

第3条 試験研究機関の長（以下「場長等」という。）は、次の要件を満たす場合は、共同研究を行うことができる。

（1） 道において当該共同研究を行う必要があること。

（2） 共同研究を行おうとする者が、共同研究を行うための十分な技術的能力及び経済的基礎を有すると認められること。

第4条を削る。

第5条中「（北海道立開拓記念館にあつては、野幌森林公園事務所長をいう。以下第6条から第9条までにおいて同じ。）」を削り、「承認した」を「行う」に改め、同条第4号中「の実施場所」を「を行う場所」に改め、同条第5号中「の実施期間」を「を行う期間」に改め、同条第9号中「第9条から第20条まで及び第22条」を「第8条から第16条までに」に改め、同条に次の4項を加える。

2 2以上の試験研究機関に係る前項の契約（以下「共同研究契約」という。）は、共同研究の主たる内容に係る場長等（以下「主たる場長等」という。）が締結するものとし、主たる場長等は、共同研究契約を締結するときは、共同研究に係る他の場長等（以下「他の場長等」という。）と協議しなければならない。

3 前項の場合において、主たる場長等は、第1項の規定により共同研究契約を締結したときは、共同研究契約書の写しを添えて他の場長等に通知しなければならない。

4 場長等は、第1項の規定により共同研究契約を締結したとき又は前項の規定による通知を受けたときは、共同研究契約書の写しを添えて、当該場長等の試験研究機関を所掌する部の長（以下「所管部長」という。）にその旨を報告しなければならない。

5 所管部長（2以上の試験研究機関に係る共同研究にあつては、主たる場長等の所管部長。）は、前項の報告を受けたときは、共同研究契約書の写しを添えて総合企画部長にその旨を通知しなければならない。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（経費の負担）

第5条 共同研究に要する経費は、共同研究の分担に応じ、それぞれが負担するものとする。ただし、共同研究を行おうとする者の要請により行う共同研究については、当該共同研究に参加する試験研究機関の研究員の人件費、試験研究機関の施設及び設備の損耗料並びに光熱水費を除いた経費を当該共同研究を行おうとする者に負担させるものとする。

2 試験研究機関の要請により共同研究に参加する大学、高等専門学校、国立研究機関、独

立行政法人及び地方公共団体（以下「大学等」という。）における当該共同研究に要する経費について、道において負担することが必要であると認められるときは、道は、予算の範囲内において当該経費を負担することができる。

第6条を次のように改める。

（共同研究の申請）

第6条 場長等は、前条第1項ただし書に規定する要請により共同研究を行う場合は、共同研究を行おうとする者に別記様式の共同研究申請書を提出させるものとする。

2 2以上の試験研究機関が前項に規定する共同研究を行う場合は、主たる場長等が、共同研究を行おうとする者に前項の申請書を提出させるものとする。

第7条を削る。

第8条第1項中「担当部長」を「所管部長」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第4条第2項」に、「担当部長が前項の承認をしよう」を「共同研究を中止しよう」に改め、同条に次の2項を加える。

3 所管部長は、他部の所掌に属する試験研究機関と共同で行われる共同研究について第1項の承認をしようとするときは、当該試験研究機関の所管部長と協議しなければならない。

4 所管部長は、共同研究の中止を承認したときは、総合企画部長にその旨を通知しなければならない。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（発明等に係る権利）

第8条 共同研究に伴い試験研究機関に所属する研究員と共同研究者に所属する研究員が共同して行った発明等に係る権利について、道に帰属する持分があるときは、当該権利は道と共同研究者又は共同研究者に所属する研究員（以下「共有者」という。）との共有とする。

2 前項の場合において、共有者から当該権利に係る持分を道に譲渡したい旨の申出があるときは、道は、当該持分を承継することができる。

3 場長等は、共同研究に伴い試験研究機関に所属する研究員が独自に行った発明等について、勤務発明規程第3条第1項から第4項までの規定による勤務発明届を受理したときは、当該発明等が独自に行われたことについて、共同研究者の同意を得なければならない。

4 共同研究者に所属する研究員が共同研究に伴い独自に行った発明等について、当該発明等に係る権利を有する者が出願等を行おうとするときは、場長等は、当該共同研究者に対し当該発明等が独自に行われたことについて、あらかじめ場長等の同意を得させるものとする。

5 2以上の試験研究機関に係る共同研究についての第3項の同意は、主たる場長等が他の場長等と協議の上得るものとし、前項の同意は主たる場長等が他の場長等と協議の上行うものとする。

第9条を次のように改める。

（権利の維持管理に要する経費）

第9条 前条第1項の発明等に係る権利（以下「共有に係る権利」という。）の出願等及び維持管理に関し、法令に定める特許料、登録料及び手数料等は、道及び共有者が持分にに応じて負担するものとする。

第10条及び第11条を次のように改める。

（優先実施権）

第10条 知事は、共有に係る権利について、共同研究者と共同出願等に関する契約を締結する際に共有者が希望するときは、共有者又は共有者の指定する者（以下「共有者等」という。）に限り、出願の日から5年を超えない範囲内において優先的に実施等を行わせることができる。

2 前項の規定は、第8条第2項の規定により道が共有者から持分を承継した発明等に係る権利（以下「道に承継された権利」という。）について準用する。

3 知事は、第5条第1項ただし書に規定する共同研究において生じた共有に係る権利に係る第1項の規定による優先的に実施等を行わせることができる期間（以下「優先実施期間」という。）について、共有者等が当該優先実施期間の延長を希望するときは、当該権利の存続期間を限度として5年を超えない期間ごとにこれを延長することができる。

4 知事は、前項の規定を適用する場合は、延長した優先実施期間における道の持分に係る前条の経費を共有者等に負担させるものとする。

（第三者に対する実施等の許諾）

第11条 知事は、共有者等以外の者（以下「第三者」という。）に共有に係る権利の実施等を許諾するときは、あらかじめ共有者の同意を得なければならない。ただし、当該権利について共有者等が前条第1項に定める優先的な実施等を行わない場合であつて、共同研究契約に定めるところにより許諾するときは、この限りでない。

2 知事は、共有に係る権利及び道に承継された権利について、共有者等が当該権利を優先実施期間中その第2年以降において正当な理由なく実施等を行わないとき又は第三者が当該権利の実施等を行うことができないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、共同研究契約に定めるところにより第三者に対し当該権利の実施等を許諾することができる。

第12条から第16条までを削る。

第17条第1項中「共同研究者」を「共有者」に、「権利等を実施しよう」を「権利の実施等を行おう」に改め、同条第2項中「共同研究者又は共同研究者の指定する者」を「共有者等」に、「権利等の実施」を「権利の実施等」に改め、同条第3項中「権利等」を「権利」に、「共同研究者」を「共有者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密の保持）

第13条 場長等は、共同研究によらず共同研究者に帰属していた技術情報のうち、共同研究に伴い共同研究者から秘密の保持を条件に提供された技術情報を第三者に開示しようとするときは、共同研究者の書面による同意を得なければならない。ただし、当該技術情報が次の各号のいずれかに該当することを書面で立証できるものについては、この限りでない。

- (1) 既に公知であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 技術情報を提供された時点で既に保有していたもの

2 場長等は、共同研究によらず道に帰属していた技術情報のうち、共同研究に伴い秘密の保持を条件に提供した技術情報を共同研究者が第三者に開示しようとするときは、あらかじめ場長等の同意を得させるものとする。ただし、共同研究者が当該技術情報が前項各号のいずれかに該当することを書面で立証した場合については、この限りでない。

3 前2項の規定は、第16条の規定により公表することとした研究成果については適用しない。

4 2以上の試験研究機関に係る共同研究についての第1項の同意は主たる場長等が他の場長等と協議の上得るものとし、第2項の同意は主たる場長等が他の場長等と協議の上行うものとする。

第18条及び第19条を削る。

第20条第1項中「の実施期間中」を「を行う期間中」に、「研究成果」を「共同研究の結果得られた技術上の成果及び新たな知識（以下「研究成果」という。）」に改め、同条第2項中「の実施期間中」を「を行う期間中」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の同意については、前条第4項の規定を準用する。

第20条を第14条とし、同条の次に次の3条を加える。

（研究成果報告書）

第15条 場長等は、共同研究が終了したときは、共同研究者と共同してその研究成果を報告書に取りまとめなければならない。

（共同研究終了後の研究成果の公表）

第16条 場長等は、共同研究の終了後に研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者から業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申し入れがあり、場長等がこれを適当と認めるときは、共同研究者の利害に係る事項について、その研究成果を公表しないものとする。

2 場長等は、前項ただし書の場合において、共同研究終了の日（同一研究課題について2年以上の期間行う共同研究にあつては、最終年度の共同研究終了の日をいう。）から2年を経過した後も共同研究者等が正当な理由なく研究成果の実施等を行わないときは、当該研究成果を公表することができる。

3 場長等は、第11条第2項の規定により実施等を許諾する決定が行われたときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。

4 2以上の試験研究機関に係る共同研究についての前3項の行為は、主たる場長等が他の場長等と協議の上、行うものとする。

（適用除外）

第17条 共同研究の相手方が大学等である共同研究及び公募による研究を行う団体から研究資金の提供を受けて行う共同研究において、特別の事情があるときは、この訓令の一部を適用しないことができる。

第21条及び第22条を削る。

別記第1号様式中「別記第1号様式（第3条関係）」を「別記様式（第6条関係）」に改め、同様式11の事項中「特許等を受ける権利及び特許権等の実施（又は品種登録の出願を行った出願品種及び品種登録を受けている品種の利用）」を「発明等に係る権利の実施等」に改める。

別記第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「発明、考案、意匠の創作」を「特許発明等、プログラム等の創作、回路配置の創作」に改める。

第2条第1号中「発明等」を「特許発明等」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「発明等のうち」を「特許発明等、プログラム等の創作、回路配置の創作及び品種の育成（以下「発明等」という。）のうち」に改め、同条を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) プログラム等の創作 著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び同法第12条の2第1項に規定するデータベース（以下「プログラム等」という。）の創作をいう。

(3) 回路配置の創作 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作をいう。

第2条に次の2号を加える。

(6) 出願等 特許法第36条第1項、実用新案法第5条第1項、意匠法第6条第1項及び種苗法第5条第1項に規定する出願並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号）第3条及び著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第16条並びに半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第2項に規定する申請をいう。

(7) 実施等 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項及び意匠法第2条第3項に規定する実施、種苗法第2条第4項に規定する利用、著作権法第2条第1項第11号に規定する2次的著作物の創作、同項第15号に規定する複製、同項第19号に規定する頒布及び同条第8項に規定する貸与並びに半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する利用をいう。

第3条の見出し中「出願及び」を削り、同条第1項中「発明等」を「特許発明等」に改め、「特許、実用新案登録又は意匠登録（以下「特許等」という。）の出願を行うとともに」を削り、「当該特許等の出願に関する書類の写し」を「当該特許発明等の内容を記載した書類」に改め、同条第2項を削り、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「品種登録の出願に要する書類等」を「当該品種の育成の内容を記載した書類」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 研究員は、その勤務に関連してプログラム等の創作を行い、これの道以外の者の実施等が予想されるときは、直ちに、別記第1号様式の勤務発明届に当該プログラム等及びその内容を記載した書類を添え、所属長を経由して知事に届け出なければならない。

3 研究員は、その勤務に関連して回路配置の創作をしたときは、直ちに、別記第1号様式の勤務発明届に当該回路配置の内容を記載した書類を添え、所属長を経由して知事に届け出なければならない。

第4条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、「又は当該品種の育成」を削り、「研究員」の次に「（以下「発明者」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、所属長の異なる発明者が共同で届け出るときは、発明等の主たる内容に係る所属長（以下「主たる所属長」という。）に届け出るものとする。この場合において、主たる所属長は、当該届出に係る書類（前条第2項の場合にあつては、当該プログラム等を含む。）の写しを添えて、他の所属長に通知するものとする。

第5条第1項中「第3条第1項又は第2項」を「第3条」に改め、同条第2項中「規定により、」の次に「特許発明等を」を加え、「又は特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）」を削り、同条第3項中「前項の」を「第2項から前項までの」に改め、「所属長」の次に「（第4条第2項の規定により所属長の異なる発明者が共同で届け出た場

合にあつては、主たる所属長。第7条第1項、第8条第3項、第9条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項及び第2項において同じ。）」を加え、「又は第2項」を「から第4項まで」に、「研究員（以下「発明者」という。）」を「発明者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 知事は、第1項の規定により、プログラム等の創作を職務発明等であると認定したときは、当該プログラム等の創作について道がプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第3条及び著作権法施行令第16条に規定する申請を行うかどうかを決定するものとする。

4 知事は、第1項の規定により、回路配置の創作を職務発明等であると認定したときは、当該回路配置の創作について道が半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第2項に規定する申請を行うかどうかを決定するものとする。

5 知事は、第1項の規定により、品種の育成を職務発明等であると認定したときは、当該品種の育成について道が種苗法第5条第1項に規定する出願を行うかどうかを決定するものとする。

第5条に次の1項を加える。

7 主たる所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、他の所属長に対し、その旨を通知するものとする。

第6条を削る。

第7条の見出し中「第三者」を「出願等及び第三者」に改め、同条中「知事が」を削り、「認定する」を「認定される」に、「若しくは特許権等を承継しないことを決定する」を「を承継しないこと若しくは同条第3項から第5項までの規定により道が出願等を行わないことが決定される」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号を削り、同条第1号中「又は特許権等」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 出願等を行うこと。

第7条第3号を削り、同条第4号中「特許等を受ける権利を実施させる」を「実施等を行わせる」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「又は特許権等」を削り、同条第1項中「発明者」を「特許発明等をした研究員」に、「第5条第2項」を「第5条第6項」に改め、「又は特許権等」を削り、同条第2項中「発明等」を「特許発明等」に改め、「又は特許権等」を削り、同条第3項を削り、同条を第7条とする。

第19条中「発明者は、」を「発明者及び職務上」に改め、「について」の次に「知り得た者は」を、「期間中その」の次に「発明等の」を加え、同条を第20条とする。

第18条中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とする。

第16条中「育成者」を削り、同条を第17条とする。

第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1号中「の決定並びに第6条第1項の認定及び同条第2項」を「から第5項の決定並びに第9条第1項及び第4項」に改め、同項第2号中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項第3号中「及び職務育成品種」を削り、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（職務発明等審査会からの意見聴取）

第12条 知事は、第5条第1項の認定若しくは同条第2項から第5項までの決定又は第9条第1項若しくは第4項の決定をする際に特に必要があると認めるときは、職務発明等審査会の意見を聴くことができる。

2 知事は、前条第2項の決定をしようとするときは、あらかじめ、職務発明等審査会の意見を聴くものとする。

第11条を削る。

第10条第1項中「、育成者及び当該発明等又は当該品種の育成」を「当該発明等」に、「の決定又は当該品種の育成に係る第6条第1項の認定若しくは同条第2項」を「から第5項までの決定又は第9条第1項若しくは第4項」に、「又は育成者が第5条第3項又は第6条第3項」を「が第5条第6項又は第9条第2項若しくは第5項」に改め、同条第2項中「申立者」を「所属長及び前項の規定により申立てを行つた者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

3 主たる所属長は、第4条第2項の規定により所属長の異なる研究員が共同で届け出た発明等に関し、前項の規定による通知を受けたときは、他の所属長に対し、その旨を通知するものとする。

第9条第1項中「道」を「知事」に、「又は職務育成品種」を「であると認定された特許発明等又は品種」に改め、「又は当該品種の育成者」を削り、同項第1号中「発明等」を「特許発明等」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

（出願等）

第8条 知事は、前条第2項の規定により特許発明等について承継したとき又は第5条第3項から第5項までの規定により道が出願等を行うと決定した場合は、第3項に定める場合を除き、直ちに、出願等を行うものとする。

2 知事は、前項の出願等を行う発明等に係る権利が道以外の者との共有であるときは、あらかじめ共有者と共同出願等に関する契約を締結の上、共同して出願等を行うものとする。

3 発明者は、第3条第1項から第4項までに規定する届出をした日以降に、緊急に出願等を行う必要があるときは、第6条第1号の規定にかかわらず、自ら出願等を行うことができる。この場合において、当該発明者は、別記第5号様式の個人出願等届に当該出願等に関する書類の写しを添えて、所属長を経由して知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による出願等が行われた場合における第5条第2項、第6条、第7条の規定

の適用については、第5条第2項中「（以下「特許等を受ける権利」という。）」とあるのは「（以下「特許等を受ける権利」という。）並びに特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）」と、第6条各号列記以外の部分中「特許等を受ける権利」とあるのは「特許等を受ける権利若しくは特許権等」と、同条第2号中「特許等を受ける権利」とあるのは「特許等を受ける権利又は特許権等」と、同条第3号中「実施等」とあるのは「実施等（第三者のために特許法第77条第1項、実用新案法第18条第1項及び意匠法第27条第1項に規定する専用実施権を設定すること並びに第三者のために特許法第78条第1項、実用新案法第19条第1項及び意匠法第28条第1項に規定する通常実施権を許諾することを含む。）」とし、第7条中「特許等を受ける権利」とあるのは「特許等を受ける権利又は特許権等」とする。

（外国における発明等に係る権利）

第9条 知事は、第5条第1項の規定により職務発明等であると認定された特許発明等に係る権利について、外国における当該特許発明等に係る権利を道が承継するかどうかを決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を所属長及び発明者に通知するものとする。

3 発明者は、前項の規定により外国における特許発明等に係る権利を道が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、遅滞なく別記第4号様式の譲渡書を所属長を経由して知事に提出し、当該外国における特許発明等に係る権利を道に承継させなければならない。

4 知事は、前項の規定により道に承継された外国における特許発明等に係る権利又は第5条第1項の規定により職務発明等であると認定されたプログラム等の創作、回路配置の創作又は品種の育成について、外国において出願等を行うかどうかを決定するものとする。

5 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を所属長及び発明者に通知するものとする。

6 主たる所属長は、第4条第2項の規定により所属長の異なる研究員が共同で届け出た発明等に関し、第2項及び前項の規定による通知を受けたときは、他の所属長に対し、その旨を通知するものとする。

7 第8条第2項の規定は、第4項の規定による出願等に準用する。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

勤 務 発 明 届

年 月 日

北海道知事 様

発明者

(所属)			
(職・氏名)		印	
このたび、次の発明等をしたので、北海道職員の勤務発明等に関する規程第3条第1項(第2項、第3項、第4項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。			
記			
1 発明等の名称			
2 発明等の概要			
3 発明等に至った経過			
4 届出者の持分等			
発 明 者		持 分	備 考
5 共同発明者			
所 属 ・ 職 氏 名		持 分	備 考
注1 「発明等」は必要に応じて発明、考案、意匠の創作、品種の育成、プログラム等の創作又は回路配置の創作のいずれかに置き換えて記載すること。			
2 持分は、共同で発明等を行った場合に記入すること。			
3 共同発明者は、研究員以外の道職員又は道以外の者との共同発明等である場合に記入すること。			
別記第2号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改め、「又は育成品種」、「又は育成者」及び「又は品種の育成」を削り、同様式1の事項の表を次のように改める。			
職務発明等であるかどうか	権利を承継するかどうか(出願等を行うかどうか)について	持 分 に つ い て	
		発明者(育成者)	持 分
職務発明等である。	特許等を受ける権利を道が承継		

職務発明等でない。	する必要 (ある・ない)		
	プログラム登録等の申請、回路配置の設定登録、品種登録の出願を道が行う必要 (ある・ない)		

別記第2号様式の注を次のように改める。

注1 「発明等」は必要に応じて発明、考案、意匠の創作、品種の育成、プログラム等の創作又は回路配置の創作のいずれかに置き換えて記載すること。

2 「職務発明等であるかどうか」欄は、該当事項に○を付すこと。

3 「権利を承継するかどうか(出願等を行うかどうか)」について」欄は、プログラム等の創作である場合には道がプログラム登録等の申請を行うかどうか、回路配置の創作である場合には道が設定登録の申請を行うかどうか、品種の育成である場合には道が品種登録の出願を行うかどうかについて記載すること。

4 「持分」欄は、発明者が1名の場合は記入を要しない。

別記第3号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改め、「(品種の育成)」を削り、「(第5条第6条)」を「第5条」に、

「(職務発明等 職務育成品種)」を「職務発明等」に、

「(特許を受ける権利又は特許権を道が承継する場合には、
実用新案を受ける権利又は実用新案権を道が承継する場合には、
意匠登録を受ける権利又は意匠権を道が承継する場合には、
当該職務育成品種について道が出願する場合には、」を

「(特許を受ける権利を道が承継する場合には、
実用新案を受ける権利を道が承継する場合には、
意匠登録を受ける権利を道が承継する場合には、
プログラム登録等の申請を道が行う場合には、
回路配置の創作について道が設定登録の申請を行う場合には、
当該職務育成品種について道が出願する場合には、」に、

「(職務発明等 職務育成品種の育成)」及び「発明等(育成品種)」を「発明等」に改め、同様式の注を次のように改める。

注1 「発明等」は必要に応じて発明、考案、意匠の創作、品種の育成、プログラム等の創作又は回路配置の創作のいずれかに置き換えて記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記第4号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、
「特許を受ける権利
特許権
実用新案を受ける権利
実用新案権
意匠登録を受ける権利
意匠権」

「特許を受ける権利
実用新案を受ける権利
意匠登録を受ける権利」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別記第5号様式中「（第10条関係）」を「（第11条関係）」に改め、「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改め、「育成者、」、「（育成品種）」及び「（品種の育成）」を削り、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式末尾欄外に注として次のように加える。

注 「発明等」は必要に応じて発明、考案、意匠の創作、品種の育成、プログラム等の創作又は回路配置の創作のいずれかに置き換えて記載すること。

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式（第8条関係）

個人出願等届

年 月 日

北海道知事 様

発明者

（所属）

（職・氏名）

印

次の発明等については、北海道職員の勤務発明等に関する規程第8条第3項の規定により、発明者の名義で出願等をしましたので、関係書類を添えて提出します。

なお、この発明等については、年 月 日付けで北海道職員の勤務発明等に関する規程第3条第1項（第2項、第3項、第4項）に規定する勤務発明届を提出済みです。

記

1 発明等の種類

2 発明等の名称

3 出願年月日 年 月 日

4 出願番号

5 個人出願等を行った理由

6 添付書類

注 「発明等」は必要に応じて発明、考案、意匠の創作、品種の育成、プログラム等の創作又は回路配置の創作のいずれかに置き換えて記載すること。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。